

柔道整復療養費検討専門委員会に おける議論の整理に係る検討(案)

①同一建物の複数患者への往療の見直し

対応

・留意事項通知を、以下のとおり改正(9月30日付け)し、10月1日より施行済み

改正前	改正後
<p>第3 往療料 1～5 (略)</p> <p>6 同一家屋内の2人目以降の患者を 施術した場合の往療料は、別々に算定 できないこと。</p>	<p>第3 往療料 1～5 (略)</p> <p>6 同一の建築物(建築基準法(昭和25 年法律第201号)第2条第1号に規定す る建築物をいう。)に居住する複数の患 者を同一日に施術した場合の往療料は、 別々に算定できないこと。ただし、やむ を得ない理由があって、同一の建築物 に複数回赴いて施術した場合はこの限 りではないこと。</p> <p>7～10 (略)</p>

②「亜急性」の文言の見直し

- 現在の留意事項通知では、「療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり内科的原因による疾病は含まれないこと」とされている。
- この「亜急性」の文言について、過去の質問主意書に対する政府の答弁書で
「「亜急性」とは、身体の組織の損傷の状態が急性のものに準ずることを示すものであり、
「外傷性」とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すもの」とされていることを踏まえ、見直しを行う。
(→ 柔-4 参照)

③支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表

- 厚生労働省において、全国健康保険協会都道府県支部、都道府県国民健康保険団体連合会に設置された柔整審査会及び保険者から、判断に迷って合議が必要になった事例を収集する。
- 事例については、特に判断に迷ったものについて、
 - ・ 具体的な事例の内容と、
 - ・ 柔整審査会等での判断を、調査するものとする。
- 第1回目の調査は、今年度内に行う。
- 厚生労働省において、事例を整理し、必要に応じて専門家に相談し、公表することとする。
- 事例については、定期的に収集・見直すこととする。

スケジュール案

- ・ 調査実施の通知について、平成28年度中に発出

④「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の作成

- 柔道整復療養費審査委員会の審査要領について、重点的に審査するものとして、
『同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」』
の傾向があるものを加える。
- 審査は、以下の審査を組み合わせて行うこととする。
 - (1) 形式審査: 記載内容に関する事項(支給申請書の記載誤り等)
 - (2) 内容審査: 施術内容に関する事項(支給対象者の具体的な負傷名、近接部位の考え方等)
 - (3) 傾向審査・縦覧点検: 同一施術所における施術傾向(多部位・長期・頻回施術の傾向、いわゆる「部位転がし」の傾向、同一施術所における同一患者の通算受療期間の傾向等)

スケジュール案

- ・ 今後、審査要領を改正し、平成29年度〇月から実施

⑤柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み

- 柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所は、柔整審査会からの資料の提供や説明の求めに応じることとする。
- このため、現在、受領委任に係る協定・契約において、
『33 施術管理者は、申請書の記載内容等について保険者等から照会を受けた場合は、的確に回答すること。』
とされているが、照会を行う者に「柔整審査会」を加え、保険者だけでなく柔整審査会の照会、柔整審査会への回答が行えるようにする。
- また、受領委任に係る協定・契約において、
『28 健保協会支部長又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができること。』
とされているが、報告等を徴することができる者に「柔整審査会」を加え、柔整審査会も報告等を徴することができるようにする。

(続く)

(続き)

○ あわせて、現在、「柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱」(平成11年10月20日付け保発第145号・老発第683号)の「6 審査」において、

『(4) 柔整審査会は、審査に当たり必要と認める場合は、健保協会支部長等に対し、柔道整復師から報告等を徴するよう申し出ることができる。』

とされているが、

『柔整審査会は、審査に当たり必要と認める場合は、柔道整復師から報告等を徴することができる。』

を加え、保険者だけでなく柔整審査会も直接柔道整復師から報告等を徴することができるようにする。

スケジュール案

- ・ 今後、協定・契約、審査委員会設置要綱を改正し、平成29年度〇月から実施

⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱の中止」を確実に運用する仕組み

- 保険者等又は柔整審査会は、傾向審査や縦覧点検の実施により不正請求の疑いが強い施術所に対して調査を実施し、不正請求が判明した場合や不正請求の疑いが濃厚である場合には、施術所を管轄する地方厚生(支)局に対する情報提供を行うこととする。
- その際、保険者等又は柔整審査会は、
 - ・不正請求について客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの
あるいは、
 - ・患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概ね10人の患者分あることが望ましい)あるものを優先して地方厚生(支)局に対して情報提供を行うこととする。
- 情報提供を受けた地方厚生(支)局は、個別指導、監査の結果、不正請求が明らかになった施術所に対して、受領委任の取扱いを中止することとする。
- 特に、不正が複数あるもの、不正の証明度が高いものを優先して個別指導、監査を行うこととする。その際、証拠がそろっているものは個別指導を省略できることとし、手続きの迅速化を図る。
- 厚生労働省は、地方厚生(支)局における情報提供の処理状況について、情報提供、個別指導、監査、受領委任の中止の取扱いの件数を適時公表することとする。

スケジュール案

- ・ 今後、協定・契約を改正し、平成29年度〇月から実施

柔整審査会、保険者等、地方厚生(支)局への情報提供の流れ

柔整審査会

○審査により、不正の疑いを見つける
【④審査基準の策定】

保険者等 又は 柔整審査会

○患者、施術者へ調査する
【⑤柔整審査会の権限強化】
【⑦通院の履歴の分かる資料の提示】

・不正請求について、客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの
あるいは
・患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概
ね10人の患者分があることが望ましい)あるもの
について、優先して地方厚生(支)局に通報する

地方厚生(支)局

○不正請求の証明度が高いものについては、優先して個別指導・監査を行う。
※証拠がそろっているものについては個別指導を省略できることとする。
【⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、⑬地方厚生(支)局の人員体制の強化】

⑦保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み

- 白紙署名の問題に関して、施術毎に署名を求めることとしてはどうかとの意見があった。これに関しては、実際に患者が受領しているかどうかを確認する患者調査を引き続き実施する。さらに、架空請求を防止するための方策として、必要に応じて保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示を求めることができる仕組みを導入する。
- このため、受領委任の協定・契約に、
「保険者等又は柔整審査会は、施術管理者に対して、施術の事実の**確認等**に必要な場合には、領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示を求めることができること。」
を加える。

スケジュール案

- ・ 今後、協定・契約を改正し、平成29年度〇月から実施

⑧事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする

○ 施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とする。

○ このため、協定・契約の第3章（施術の担当方針）の14に、次を加える。

『施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受け（いわゆる紹介料）、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。』

スケジュール案

- ・ 今後、協定・契約を改正し、平成29年度〇月から実施

⑨支給申請書様式の統一

- 支給申請書の様式を統一するよう、再度周知する。
- 経過措置として、平成29年度中は従前の支給申請書を補う等により使用することを認めるが、平成30年度以降は受領委任の協定・契約で示されている支給申請書の様式・レイアウトを使用することとする。
- また、同一日に同一の建築物に居住する複数の患者を施術した場合は、支給申請書の摘要欄に、同一建物往療である旨と日付けを記載することとする(そのための欄を設ける)。

※記載例：同一建物往療（4日、15日、29日）

スケジュール案

- ・ 今後、支給申請書の様式に係る再周知及び協定・契約を改正し、平成29年度〇月から実施

⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入

○施術管理者の新規登録について、施行日以後、

(1) 施術所における実務経験

(2) 研修の受講

を要件とする。

(→ 柔-2 参照)

柔 - 4
28. 11. 2

柔 - 5
29. 1. 18

柔 - 4
29. 2. 15

⑪初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更

- 初検時相談支援料について、より質の高い相談支援を行う者が加算を得られるよう、施術管理者の実務経験や研修受講などの一定の要件を満たす施術管理者がいる施術所に限って算定可能とする仕組みへの変更に向けて検討する。

スケジュール案

- ・ 施術管理者の要件に係る検討と併せて検討

⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

検討の方向

- ・ 電子請求に係る「モデル事業」を実施する。
- ・ このため、具体的な実施方法を検討するとともに、情報セキュリティ対策や必要な規定の改定を行う。

規程(案)

「民間事業者等が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年法律第149号)の規定に準じた取扱い及び「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成12年法律第102号)の規定に準じた電子署名の取扱いを規定することを想定。

スケジュール案

- ・ ~29年度 具体的な実施方法の検討、情報セキュリティ対策や必要な規定の改定
- ・ できるだけ早期にモデル事業の実施

⑬地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化

- 保険者等による調査の結果、不正請求が判明した場合は、地方厚生(支)局に対して情報提供を行い、当該地方厚生(支)局における指導・監査につなげるべきであるとしたうえで、そのための人員体制を強化するべきであると議論が整理されたところ。
- また、地方厚生(支)局の人員体制強化については、従来から定員要求を行ってきているところであり、平成29年度機構・定員要求においては、当該業務を担う職員を重点的に配置するため、医療指導監視監査官の増員を要求。
- この結果、平成29年度厚生労働省機構・定員査定において、柔道整復療養費対応分を含め、医療指導監視監査官の増員(全体で8人)が認められた。

⑭不適正な広告の是正

《これまでの御意見》

- 奈良県橿原市などの好事例の全国展開、都道府県への指導の依頼
- 実態調査の実施
- 施術所の名称である「整骨院」の使用可否について統一すべき
- ウェブサイトを含む広告ガイドラインの作成

《スケジュール案》

- H29. 3 都道府県主管課長会議において、当専門委員会での意見の周知、違法広告への指導を依頼(継続的に依頼)
- H29年度～ 実態調査の実施
- 実態調査後～ 医療機関広告ガイドラインの見直しを踏まえつつ、柔整・あはきの広告(施術所の名称を含む)に関するガイドライン作成の検討
- ガイドライン作成後～
ガイドラインに基づき保健所による不適正な広告を掲げている施術所への指導の徹底

柔 - 4
28. 11. 2

柔 - 5
29. 1. 18

柔 - 4
29. 2. 15

⑮原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集

検討の方向

- ・ 厚生労働省において、支給申請書のデータを保管している施術者団体、保険者に対して、原因疾患毎の長期・頻回事例に係るデータ収集のための調査の依頼を実施する。
- ・ 厚生労働省において、頻度調査で使用しているデータを活用し長期・頻回事例の原因疾患を確認する。
- ・ 上記のデータを分析し、原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの状況を把握することとする。

スケジュール案

- ・ ~29年度前半 調査の実施
- ・ 29年度後半~ データの解析、著しい長期・頻回事例における療養費の算定基準の検討

柔 - 4
28. 11. 2

柔 - 5
29. 1. 18

柔 - 4
29. 2. 15

⑩柔道整復療養費とあはき療養費の併給の実態把握

検討の方向

- ・ 柔道整復療養費とあはき療養費の併給の実態把握を行う。
- ・ 調査に当たっては、保険者の協力を得て行うこととし、調査方法や調査内容について検討、調整の上、調査を実施する。

スケジュール案

- ・ ~29年度前半 調査の実施
- ・ 29年度後半~ 調査結果の分析、必要に応じて対応の検討

柔 - 4
28. 11. 2

柔 - 5
29. 1. 18

柔 - 4
29. 2. 15

⑰ 支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

検討の方向

- ・ 支給申請書における負傷原因の記載については、1部位目から求めるべきといった意見があった一方で、全ての支給申請書に1部位目から負傷原因を記述することは負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見があり、さらに検討する。

スケジュール案

- ・ 次期以降の改定においてさらに検討

柔 - 4
28. 11. 2

柔 - 5
29. 1. 18

柔 - 4
29. 2. 15

⑱問題ある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

検討の方向

- ・ 問題のある患者について、保険者において受療委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えることについては、問題のある患者を特定する仕組みや事後的に償還払いとする場合の取扱など事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題とする。

スケジュール案

- ・ 次期以降の改定において検討課題とする